

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月18日

【発行者名】 ゴードیان・キャピタル・シンガポール・
プライベート・リミテッド
(Gordian Capital Singapore Private Limited)

【代表者の役職氏名】 業務執行取締役兼CEO マーク・ロバート・ブマード
(Mark Robert Voumard, Executive Director & CEO)

【本店の所在の場所】 シンガポール187966、ウォータールー・ストリート192、
スカイラインビルディング #05-01
(192 Waterloo Street, #05-01 Sky Line Building,
Singapore 187966)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治
弁護士 青山 正幸
弁護士 野村 祐美子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に係
るファンドの名称】 シン・カ・ファンド
(Shin-Ka Fund)

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券の金
額】 ()当初申込期間（平成28年7月11日から平成28年8月26日まで）
円クラスE 受益証券：1,000億円を上限とします。
円クラスF 受益証券：1,000億円を上限とします。
()継続申込期間（平成28年8月29日から平成29年6月30日まで）
円クラスE 受益証券：1,000億円を上限とします。
円クラスF 受益証券：1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

ファンドの設立地において、申込単位に関する英文目論見書の記載が変更されたため、また、一部のクラス受益証券の申込みの取扱いを停止したため、平成28年6月24日付をもって提出した有価証券届出書（平成28年9月7日付および同年10月14日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。）の関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

(前略)

受益証券は、追加型です。

<訂正後>

(前略)

受益証券は、追加型です。

(注)円クラスF受益証券は、本書に基づく日本における購入の申込みの取扱いを停止しています。

(4) 発行（売出）価格

<訂正前>

(前略)

(注4)「受益証券1口当たりの純資産価格」は、いずれかのクラスの受益証券に関して、関連するクラスの純資産価額を、その時点で発行済みの当該クラスの受益証券の口数で除した価格をいいます。以下同じです。

<訂正後>

(前略)

(注4)「受益証券1口当たりの純資産価格」は、いずれかのクラスの受益証券に関して、関連するクラスの純資産価額を、その時点で発行済みの当該クラスの受益証券の口数で除した価格をいいます。以下同じです。

(注5)平成28年11月15日の受託会社決議により、円クラスE受益証券および円クラスF受益証券につき、10,000口を1口とする併合を行いました。

(6) 申込単位

<訂正前>

円クラスE受益証券：10,000,000円（もしくは10,000,000円が100,000米ドルを下回る限りにおいて、100,000米ドル相当額の円）以上1円単位

円クラスF受益証券：100,000,000円以上1円単位

(注)一般的にもしくは特定の場合について受託会社が管理会社と協議の上でこれより少ない金額を決定する場合があります。

<訂正後>

円クラスE受益証券：1,000口（または、1,000口の純資産価格の総額が100,000米ドルの円貨相当額を下回る場合には、100,000米ドルの円貨相当額以上の純資産価格となる口数）以上1口単位

円クラスF 受益証券：10,000口以上 1口単位

（注）一般的にもしくは特定の場合について受託会社が管理会社と協議の上でこれより少ない金額または口数を決定する場合があります。

[次へ](#)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの特色

<訂正前>

(前略)

(注)本書の日付現在、日本における有価証券の募集（金融商品取引法第4条第1項に定めるものをいいます。）が行われているのは、円クラスE受益証券および円クラスF受益証券のみです。

<訂正後>

(前略)

(注)本書の日付現在、日本における有価証券の募集（金融商品取引法第4条第1項に定めるものをいいます。）が行われているのは、円クラスE受益証券および円クラスF受益証券のみです。その後、円クラスF受益証券は、本書に基づく日本における購入の申込みの取扱いを停止しています。

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

(前略)

平成28年9月1日 円クラスEおよび円クラスFの運用開始予定

<訂正後>

(前略)

平成28年9月1日 円クラスEの運用開始

3 投資リスク

(3) リスクに関する参考情報

<訂正前>

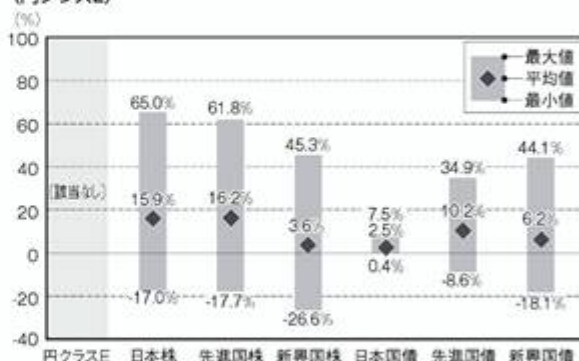
ファンドの各クラスの課税前分配金再投資換算 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

該当事項はありません。

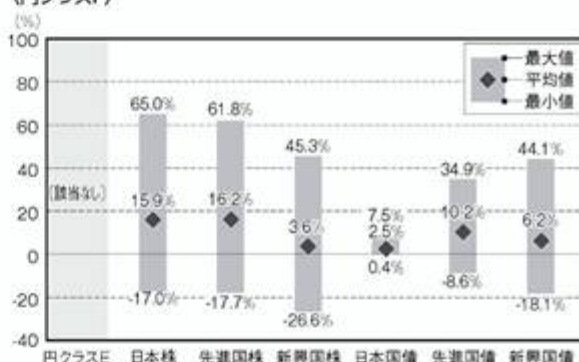
ファンドの各クラスと代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドの各クラスと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、平成23年6月から平成28年5月までの5年間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドの各クラスと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。

(円クラスE)



(円クラスF)



出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- ※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ※ファンドの各クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。運用開始から1年未満の時点では算出されません。
- ※代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ※ファンドの各クラスと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ※ファンドの各クラスの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの各クラスの年間騰落率は、各受益証券の参照通貨建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

●各資産クラスの指数

日本株……TOPIX(配当込み)

先進国株……ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス

新興国株……S&P新興国総合指数

日本国債……ブルームバーグ/EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年超)

先進国債……シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東証証券取引所が有しています。なお、ファンドは、東証証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、東証証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

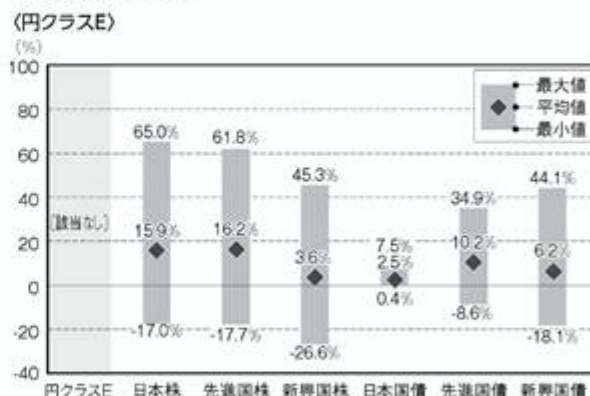
<訂正後>

ファンドの各クラスの課税前分配金再投資換算 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

該当事項はありません。

ファンドの各クラスと代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドの各クラスと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、平成23年6月から平成28年5月までの5年間に於ける年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドの各クラスと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- ※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ※ファンドの各クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。運用開始から1年未満の時点では算出されません。
- ※代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ※ファンドの各クラスと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ※ファンドの各クラスの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの各クラスの年間騰落率は、各受益証券の参照通貨建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

●各資産クラスの指数

- 日本株……TOPIX（配当込み）
- 先進国株……ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックス
- 新興国株……S&P新興国総合指数
- 日本国債……ブルームバーグ/EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール（1年超）
- 先進国債……シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
- 新興国債……シティ新興国市場国債インデックス（円ベース）

（注）ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、東東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、東東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

5 運用状況

<訂正前>

ファンドの円クラスEおよび円クラスFは、平成28年9月1日から運用を開始するため、該当事項はありません。

（後略）

<訂正後>

ファンドの円クラスEは、平成28年9月1日に運用を開始したため、該当事項はありません。また、
ファンドの円クラスFは、運用を開始していないため、該当事項はありません。

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（1）海外における販売

<訂正前>

（前略）

当初募集期間における受益証券の最低申込金額は、円クラスE受益証券の場合は10,000,000円（もしくは10,000,000円が100,000米ドルを下回る限りにおいて、100,000米ドルに相当額の円）、円クラスF受益証券の場合は100,000,000円、または一般的にもしくは特定の場合について受託会社が管理会社と協議の上で決定するこれより少ない金額とします。ただし、かかる少ない金額は、100,000米ドル（もしくは円による相当額）、またはミューチュアル・ファンド法第4条(3)に基づき登録されているファンドに一致するその他の金額を下回らないことを条件とします。

（中略）

受益証券の発行に関し、受益証券の申込価格は、小数第6位以下を切り捨て、受益証券の申込価格によって決定され発行される受益証券の数は、そのすべての受益証券について端数を生じさせずに発行されるように切り捨てられます（それ以外に生じる受益証券のより少ない端数は切り捨てられ、関連する申込金はファンドの利益のために保持されます。）。

（後略）

<訂正後>

（前略）

当初募集期間における受益証券の最低申込金額は、円クラスE受益証券の場合は1,000口（または、1,000口の純資産価格の総額が100,000米ドルの円貨相当額を下回る場合には、100,000米ドルの円貨相当額以上の純資産価格となる口数）、円クラスF受益証券の場合は10,000口、または一般的にもしくは特定の場合について受託会社が管理会社と協議の上で決定するこれより少ない金額または口数とします。ただし、かかる少ない金額は、100,000米ドル（もしくは円による相当額）、またはミューチュアル・ファンド法第4条(3)に基づき登録されているファンドに一致するその他の金額を下回らないことを条件とします。

（中略）

受益証券の発行に関し、すべての受益証券は端数を生じさせないようにして発行されるのみであって、それ以外に生じる受益証券のより少ない端数は切り捨てられ、関連する申込金はファンドの利益のために保持されます。

（後略）

3 資産管理等の概要

（1）資産の評価

純資産価額の決定

<訂正前>

（前略）

評価日の受益証券1口当たりの純資産価格は、関連するクラスの純資産価額を当該評価日時点の営業終了時点で発行済みの当該クラスの受益証券の口数で割って計算され、小数点以下第7位の桁を四捨五入した額となります。かかる四捨五入から得られる利益は、ファンドのために保有されます。

<訂正後>

（前略）

評価日の受益証券1口当たりの純資産価格は、関連するクラスの純資産価額を当該評価日時点の営業終了時点で発行済みの当該クラスの受益証券の口数で割って計算され、小数点以下を切り捨てた額となります。かかる切捨てから得られる利益は、ファンドのために保有されます。

4 受益者の権利等

(1) 受益者の権利等

議決権

<訂正前>

いずれの集会においても、受益者集会の議決に付される決議案は書面により行われる投票によって決定されるものとし、普通決議に付されるものであるときは投じられた票の過半数を表章する受益者により承認された場合、特別決議に付されるものであるときは発行済受益証券の75%を表章する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとします。投票する権利を有する全受益者および投票する権利を有する受益者を代理する者すべては、保有者である各受益証券につき1票を有するものとします。ただし、受託会社が新たに指定したクラスに付属する権利に関する判断を行った時に別途判断した場合を除きます。

<訂正後>

いずれの集会においても、受益者集会の議決に付される決議案は書面により行われる投票によって決定されるものとし、普通決議に付されるものであるときは投じられた票の過半数を表章する受益者により承認された場合、特別決議に付されるものであるときは発行済受益証券の75%を表章する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとします。投票する権利を有する全受益者および投票する権利を有する受益者を代理する者すべては、保有者である各受益証券につき1票を有するものとします。ただし、受託会社が新たに指定したクラスに付属する権利に関する判断を行った時に別途判断した場合を除きます。

円クラスEおよび円クラスFの各受益者は、受益者集会において上程される事項について10口につき1つの議決権を有します。

[次へ](#)

別紙 A

<訂正前>

(前略)

「当初募集期間」

いずれかのクラスに関して、当該クラスの受益証券の申込みが最初に募集される受託会社が決定する期間をいい、円クラスE受益証券および円クラスF受益証券の場合、かかる期間は、平成28年4月28日午前9時（シンガポール時間）から平成28年8月31日午後5時（シンガポール時間）まで、または受託会社が（管理会社と協議の上）決定するその他の日時とします。

(中略)

「英文目論見書」

ファンドに関する2016年4月付英文目論見書をいいます。

(後略)

<訂正後>

(前略)

「当初募集期間」

いずれかのクラスに関して、当該クラスの受益証券の申込みが最初に募集される受託会社が決定する期間をいい、円クラスE受益証券の場合、かかる期間は経過しており、円クラスF受益証券の場合、かかる期間は、受託会社が（管理会社と協議の上）決定する日時から始まるものとします。

(中略)

「英文目論見書」

ファンドに関する2016年11月付英文目論見書をいいます。

(後略)